

山形市社会福祉協議会が目指すべき方向性

1 使命及び理念

1) 使命

山形市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として『誰もが安心して暮らすことができる福祉文化のまちづくり』を推進することを使命とする。

- 社会福祉法第4条では、地域福祉の目的を「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営む」こと、「社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加できるようにすること」としている。
- 差別や排除のない地域づくり、社会参加とノーマライゼーションに基づく福祉社会づくりを進めていくことが地域福祉推進の目的といえる。この目的を具体化するために『誰もが安心して暮らすことができる福祉文化のまちづくり』を推進することを使命とする。

2) 経営理念

山形市社協は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき事業を展開する。

《山形市社協の経営理念》

1 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア・市民活動団体や福祉サービス提供事業者など、地域の団体・組織の相互理解と協働によって住民参加型の福祉社会を実現する。

2 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できるための自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現する。

3 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動など）と保健、医療、教育、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備する。

4 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組み

制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する方々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえなおし、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発に取り組む。

3) 組織経営方針

社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行なう者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体であり、その組織特性に基づいて次の組織運営方針を定める。

- (1) 法令を遵守し、信頼される社会福祉協議会を目指す。
- (2) 効率的で自律した経営を行い、常に業務改善を図りながら質の高い福祉サービスを提供する。
- (3) 事業の展開にあたり、住民参加を徹底する。
- (4) 住民や福祉関係者等に対し、説明責任を果たす。
- (5) 自己研鑽に努め、時代の変化に迅速に対応する。

2 経営目標

使命、経営理念・組織運営方針に基づき平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の推進目標を次のように設定する。

- 1) 地域住民が安心して暮らせる支えあいのしくみづくり
- 2) 地域住民が尊厳を持って、自立して暮らすことができる総合相談体制の確立
- 3) 地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるサービスの充実
- 4) 安定した法人運営と地域から信頼される組織づくり